

# 第三回にいがた県民教育研究所総会記念講演（一〇一年九月四日）

## 立憲主義が壊される 安倍「国葬」・旧統一教会・改憲（上）

成嶋

隆

### 【目次】

はじめに

- I 安倍「国葬」の憲法上の問題点
  - 1 国葬自体の違憲性
  - 2 安倍「国葬」の違憲性
- II 旧統一教会の立憲主義破壊—教育との関連で
  - 1 在日朝鮮人の民族教育攻撃（以上、本号）
  - 2 教科書攻撃
- III 改憲との運動
  - 1 安倍「国葬」と改憲
  - 2 安倍元首相の「改憲レガシー」（以上、一三八号）

はじめに

参院選の直前に起きた安倍元首相に対する銃撃事件を契機として、反社会的宗教団体である旧統一教会と自民党の癒着構造という日本政治の〈闇〉が次々と暴き出されています。自民党は旧統一教会との癒着について、表面的な〈点検〉により事を済まそうとしており、政権党としての責任を果たしていません。一方、安倍元首相の「国葬」を早々に決めた岸田首相は、多くの国民の批判と反対の声を押し切るかたちでこれを強行しようとしています。日本国憲法のもとでは、特定の政治家の死を国家が弔う「国葬」自体が許されま

せんが、とくに今回の安倍「国葬」の違憲性は際立っています。さらに安倍「国葬」は、安倍元首相が改憲を主張しつつ数々の憲法違反の政治を行ってきたことや、自民党保守派と旧統一教会の癒着について中心的な役割を担つたことを不問にして、この政治家の行状をまるごと美化し顕彰するという政治的な意味をもつています。

これらの状況は、憲法に基づく国家・社会の実現を標榜する立憲主義が、事実上破壊されつつあることを示しています。この〈壊憲〉動向の行き着く先が、〈改憲〉つまり憲法の明文改正であることは言うまでもありません。旧統一教会の改憲主張と自民党のそれとが酷似している」とも、その一つの傍証です。

本講演では、現下の〈壊憲・改憲〉状況を批判的に分析し、これに対する抵抗の論理を模索することを課題としたいと思います。

## I 安倍「国葬」の憲法上の問題点

最初のテーマは、九月二七日に挙行されようとしている安倍元首相の「国葬」の問題点の検討です。安倍「国葬」には、法的なあるいは憲法上の問題点と、政

### 1 国葬自体の違憲性

#### (1) 「法的根拠がない」ということの意味

安倍「国葬」の問題点として真っ先に挙げられるのは、それが法的根拠を欠くという点です。この〈法的根拠がない〉という問題について、改めて考えてみたいと思います。

まず国葬とは何かです。憲法辞典では「国費で行われる国家的な葬儀」という簡単な定義がなされています。このほか、内閣法制局が二〇一七年にまとめた「憲法関係答弁例集」では、「国葬とは、国の意思により國費をもつて国の事務として行う葬儀をいう」と説明されています。「国の意思」「國費」「国の事務」という三つの要素で国葬を定義したものです。

日本国憲法のもとで、このような意味での国葬は、皇室典範二五条が定める天皇死去の場合の「大喪の礼」

治的な観点からみたそれとがありますが、ここでは、政治的な問題点ではなく、法的な問題点とくに憲法上の問題点（＝違憲性）の検討に絞ります。また、その際、国葬それ自体、国葬一般の問題点と、安倍「国葬」に固有の問題点とを分けて検討いたします。

しかりません。言い換えると、政治家などの国葬について定める法令はありません。まさに法的根拠（より正確には根拠法律）はないのです。

## (2) 旧憲法（大日本帝国憲法）下の国葬

なぜ、国葬の根拠法律がないのか。その理由を知るうえで、戦前からの経緯をたどることが有益です。一八八九（明治二二）年に制定された旧憲法（大日本帝国憲法）は国葬規定をおいていませんでした。（こうしたなか、一九二六（大正一五）年に、勅令（天皇の命令）の形式で「国葬令」が制定されました。これが、戦前期における国葬の法的根拠となります。

国葬令は、天皇・皇族の国葬について定めるほか、第三条で「國家ニ偉勲アル者」は「特旨ニ依リ国葬ヲ賜フコトアルヘシ」と規定していました。国家への偉大な功績があつた臣民（功臣）には、天皇の特別な思召しにより国葬を賜ることができる、という条文です。次の第四条では、この皇族以外の国葬の当日は「廢朝」（天皇が政務に就かない）し「国民喪を服す」（国民は喪に服する）とされています。「喪に服する」の具体的な例としては歌舞音曲を自粛するとか、変わったと

ころでは死刑執行を停止するというのもあつたようです。國葬令に基づく旧憲法下の国葬がどういう意義をもつていたのか、どのような政治的役割を果たしていたのか、簡単に触れておきます。

旧憲法の主権原理は、国民主権でなく天皇主権（君主主権）でした。国家元首であり、統治権の総揽者（國家統治のすべての権限を一手に掌握する者）であり、かつまた神聖不可侵の存在とされた天皇が主権者（國家意思の最高・最終の決定権者）だつたわけです。この天皇主権原理でのもとでの国葬は、主権者天皇が、国家に功績のあつた功臣の死を顕彰するという意味合いをもつっていました。その政治的役割については、次のような指摘があります。たとえば、「国葬の成立」という著書のある宮間純一・中央大学教授は、大日本帝国の構成員であるという意識をもたなかつた当時の民衆が天皇制国家の一員であることを自覚できるようだ、天皇の権威を利用して国民国家を形成する、つまり国民統合を図つていく役割を果たしたという分析をしています。また、一九四三年に行われた軍人・山本五六の国葬については、山本の遺志を継いで聖戦に邁進

やねとこう戦意高揚のムードを作り出し、その「」にようして戦時体制を強化するこう政治的な役割を演じたと説明してこよな（西間「撃たれて死んだ」とは理由にならぬな） President.jp online, 2022. 07. 19)。

### (3) 日本国憲法の施行と国葬令の失効

さて、「」のような役割を果たした戦前の国葬ですが、戦後、日本国憲法の制定により、その法的根拠を失うことになります。一九四六年一月三日に新憲法が公布され、翌一九四七年五月三日に施行されますが、憲法施行と同時に、「日本国憲法の施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」が施行されました。その第一条には、「憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律をもつて規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十一月三十一日まで、法律と同一の効力を有するものとする」と規定されていました。「」の条文について、足立昌勝・関東学院大学名譽教授（刑法学）は、「」れば、新憲法施行後も年末までは暫定的に（勅令などの名義のまま）法律としての効力を認めておき、必要であれば早期に新たな法律として立案する、」と、国会のチェックを経た立法と

すべき「」を促すものであった」とコメントしてします（足立「国葬令」はなぜ廃止されたか『紙の爆弾』二〇二一年一〇月号四五頁）。その後の経過ですが、国葬令は、「」の条文による「法律をもつて規定すべき事項を規定するもの」とされましたが、経過措置期間中に立法措置がとられないまま、期間満了の一九四七年一一月三一日をもつて失効しました。

この経緯が示すのは、国葬という事項は本来法律で規定すべきものとされていたにもかかわらず、結局、国葬は法律化されなかつた、つまり「国葬法」という法律が制定されなかつたということです。では、なぜ国葬法は制定されなかつたのでしょうか。それは、国葬という国家的な儀式が日本国憲法に反すると考えられたからです。飯島滋明・名古屋学院大学教授（憲法学）が言うように、「法律は憲法に適合するように制定されなければならないが、憲法に適合する国葬を法律で定めることは極めて困難」（飯島「国葬と日本の民主主義」『世界』二〇二一年一〇月号三一頁）なことなのです。内閣法制局も、かつて「（国葬は）制度全体として、現行憲法の精神とは相容れないような性格を有する」（二〇一七年一〇月）との見解を示しています

した。

#### (4) 国葬一般の違憲性

このように、国葬それ自身、つまり国葬一般が憲法に適合しない国家行為であると考えられるわけですが、この国葬一般の違憲性は具体的にいかなることを指しているのでしょうか。私は、次の二点が国葬の違憲性の理由であるとみております。

第一は、国葬という国家行為が日本国憲法の基本原理の一つである国民主権原理に反するという点です。先にみたように、旧憲法下の国葬は、天皇主権原理に基づき、君主たる天皇が功労のあつた臣民に賜るというコンセプトの国家儀式でしたが、天皇主権を否定し、國民主権を採用した現行憲法のもとでは、このような国葬のコンセプト自体が成立しないのです。

国葬の違憲性の第二点は、それが憲法一四条の定める法の下の平等に反するということです。「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定する憲法一四条は、すべての国民の人格価値が等しいこと、すべての個人の死を國家あげて弔うという国家行為は、この法の下の平等の原則に反することになります。

第三に、国葬が思想・良心の自由（憲法一九条）、信教の自由（二〇条）そして表現の自由（二一条）といった精神的自由権を侵害するという点も違憲の理由となります。戦前の国葬令がそうであったように、国葬は、制度必然的に、国民に「服喪」や「弔意の表明」を法的に要請します。逆に言えば、国民に「弔意の表明」という精神作用を要請しない国葬は、国葬の名に値しません。しかし、国葬というかたちで国家が諸個人の人格の核心部分に触れる微妙な精神作用を要請した時点で、それは違憲の所為となります。

ところで、国葬が国民の内心の自由を侵害するとの指摘に対し、「服喪」や「弔意の表明」を法的に義務づけるものでなければ当該自由の侵害はないという反論がなされています。今回の安倍「国葬」についても、政府は国民に弔意の表明を強制しないとして、内心の自由の侵害という批判をかわそうとしています。しかし、国葬の挙行による国民の精神的自由の侵害と

いう問題は、法の解釈とは別に、社会学的な見地からの考察が必要です。社会の実態に即して考へる必要があるということです。その際、とくに留意しなければならないのは、日本社会において人々の行動に大きな影響を及ぼしている〈同調圧力〉の問題です。

〈同調圧力〉について、テーマはやや異なりますが、国旗・国歌に例をとつて考へてみたいと思います。一九九九年に「国旗・国歌法」が制定されました。この法律は、第一条で「国旗は、日章旗とする」、第二条で「国歌は、君が代とする」と定めるのみで、国民に対する国旗や国歌への尊重や敬礼を義務づけるものではありません。いわゆる尊重義務規定はおかなかつたわけです。にもかかわらず、卒業式や入学式といった学校儀式でとくに強く働く〈同調圧力〉によつて、「日の丸」への敬礼や「君が代」の齊唱を欲しない児童・生徒・教職員が事実上これらを強制されているといふ社会的実態があります。まさに〈同調圧力〉の最たるものです。この〈同調圧力〉の問題を、国葬に結びつけて論じたのが、東京弁護士会の会長声明です。同声明は、次のように指摘しています。——「政府は、今回の安倍元首相の『国葬』においては、国民に対し

弔意の表明や黙祷等は求めないとしているようであるが、戦後唯一の『国葬』となつた一九六七年の吉田茂元首相の『国葬』の際には、「歌舞音曲を伴う行事は差し控える』『会社、その他一般でも……哀悼の意を表するよう期待する』との閣議決定がなされ、テレビ・ラジオでは娛樂番組の放送が中止され、全国各地でサインが鳴らされ、学校や職場で黙祷が事実上強要された事案も発生した。今回も、『国葬』が近くなれば、安倍元首相の『国葬』に対する忖度から、公的機関のみならず民間機関に対しても同様の有形無形の同調圧力がかかるることは容易に予想され、弔意の表明の事実上の強制が行われかねない。」（伊井和彦・東京弁護士会会長声明、二〇一二年八月二日）

## 2 安倍「国葬」の違憲性

### (1) 「法律に基づく行政」の原則に反する

ここまで、国葬一般の違憲性について考へてきてきました。次に、今回の安倍「国葬」に固有の違憲性について指摘したいと思います。

安倍「国葬」の違憲性の第一は、法律に基づく行政の原則に反するということです。

今回政府は、「国葬」の法的根拠として内閣府設置法という法律を持ち出しました。この法律の四条三項

三三三号に「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に關すること」との規定がありますが、政府はこれについて「内閣の所掌事務として、国の儀式に関する事務に關することが明記され、国葬儀を含む国の儀式の執行は、行政権に属することが法律上明確となつており、閣議決定を根拠として行いうる」と説明しています。この説明は非常に問題があります。

日本国憲法は、「全国民を代表する選挙された議員」(四三條)で構成される「國權の最高機關」(四一条)である国会が国政の基準となる法律を制定し、行政府たる内閣は法律に基づいて行政権を行使する(七三條)という建前をとっています。これを「法律に基づく行政」の原則と言いますが、その要点は、行政権の発動には法律の根拠がなければならないということです。また、根拠となる法律は、行政を担当する国や地方公共団体の組織に関する法律(行政組織法)ではなく、行政活動の内容・効果・手続・要件などを定める法律(行政作用法)でなければならないとされています。

政府が根拠法律として持ち出した内閣府設置法は、

内閣府の任務や所掌事務を定める行政組織法であり、四条三項三三号の規定は、他の法令で定められた「国の儀式」に関する事務を内閣府が担当するということを定めたにすぎません。言い換えると、「国葬」という「国の儀式」を実施する決定権が内閣にあるとしたものではないということです。

先にみたように、政府は閣議決定を根拠として国葬を行うことができると主張しました。「国葬法」などという法律ではなく、内閣府設置法も国葬実施の根拠たりえないなか、苦し紛れに持ち出した理屈?といふべきですが、もはや言語道断と言わざるを得ません。国会の関与が及ばない内閣の独断的な意思決定である閣議決定により、根拠法律のない国葬の実施を定めることは、法律に基づく行政の原則を根底から覆すものであり、内閣を実質的な「國權の最高機關」とするに等しいからです。

## (2) 財政民主主義(財政立憲主義)に反する

安部「国葬」の第二の違憲性は、財政民主主義に反するという点です。財政民主主義(財政立憲主義ともいう)とは、国や地方公共団体の歳入と歳出が、国民

の意思と監視（コントロール）によって行われなければならないという憲法原則です。この原則との関係で問題となるのは、今回の国葬の費用に関することです。政府は国葬の経費を予備費から支出するとしておりまします。さらに当初、経費は約二億五千万円としていたところ、後に、その他の警備費として約一四億一千万円を追加し、合わせて約一六億五千万円の経費を示しました。もっとも、この過程で「総額の明示は国葬の実施後」という発言もなされるなど、きわめて不透明な予算措置であることが露呈しています。

国葬の費用をめぐる問題点のうち最たるものは、これを予備費により賄うとした点です。予備費というのには「予見し難い予算の不足に充てるため」に設けられるものであり、予備費の支出について「内閣は、事後に国会の承認を得なければならない」と規定されています（憲法八七条第一項）。このような予備費の性質上、これを国葬のために支出することは、財政民主主義の観点から問題があります。兵庫県弁護士会の会長声明は、この点につき次のように批判しています。——「国会のコントロールが事後的にしか及ばない予備費の支出は、あくまでも例外的な措置と位置付けられて

いるのである。……そもそも予備費は、災害復旧費用など緊急を要する場合に備え、当初から使途を定めた一定の予算額を予備費として計上しておき、機動的に対応できるよう設けられたものと考えられている。……安倍元首相の国葬の実施について、……予備費でまかなくべき緊急の必要性は見出し難く、緊急の必要性について政府からの説明はない。」（中上幹雄・兵庫県弁護士会会长声明、一一〇一二一年八月二六日）

## II 旧統一教会の立憲主義破壊

### ——教育との関連で

「はじめに」で触れたように、安倍元首相に対する銃撃事件の背景には、旧統一教会と自民党との底知れない癒着という重大な問題があります。両者の癒着は、一方では旧統一教会やその関係団体の諸行事に自民党政員らが参加したりメッセージを寄せたりして同教団の活動に〈お墨付き〉を与え、他方では選挙に際して旧統一教会が自民党候補者の支援を行なうというかたちをとっています。この癒着構造が立憲主義を蝕んできたことが日々明らかとなっていますが、旧統一教会およびその関係団体（国際勝共連合など）による立

憲主義の破壊・侵蝕はより広範かつ長期にわたっています。本章では、旧統一教会による立憲主義破壊の実態を、とくに教育問題との関連でみていきたいと思います。

## 1 在日朝鮮人の民族教育攻撃

### (1) 民族教育とは

最初の話題は、旧統一教会による在日朝鮮人の民族教育への攻撃という問題です。

まず在日朝鮮人の民族教育について説明します。在日本朝鮮人とは、一九一〇年の「日韓併合」以来三六年に及ぶ日本の朝鮮植民地支配の結果、あるいは生活の手段を奪われて日本に移住し、あるいは国家総動員法の朝鮮人への適用により朝鮮半島各地から強制連行されてきた人々とその子孫です。終戦（彼らにとつては「解放」）当時、約二六〇万人を数えましたが、その後、大部分が帰還しました。ただ、いろいろな事情から祖国に帰れずに日本に残留した朝鮮人が多くいました。在日朝鮮人の民族教育は、日本に在留することとなつた在日朝鮮人が解放直後から開始した教育事業です。それは、田中宏・一橋大学名誉教授（経済学）が「日

### (2) 民族教育に対する攻撃・弾圧

――一九七〇年までの主な事例  
この民族教育の営みに対し、対日占領当局であつた連合国軍司令部（G H Q）および日本政府は、徹底的な抑圧政策をとつてきました。以下では、民族教育に対する攻撃・弾圧の諸事例を紹介いたしますが、行論の都合上、（3）で取り上げる朝鮮大学校職員不当逮捕事件にいたるまでの時期に起きた主な事例に限定いたします。

#### 〔事例1〕「阪神教育事件」

最初の事例は、占領期に起きた「阪神教育事件」です。一九四八年一月、G H Qの指示により、朝鮮人学校閉鎖命令が発せられました。文字通り朝鮮学校を強制的に閉鎖するというものです。これに対して在日朝鮮人の教師・生徒・父母が抗議行動を展開するなか、

韓併合なかりせば、有したであろう民族の言葉や文化を回復する嘗為（「在日朝鮮人の民族教育に関する一考察」と評したように、在日朝鮮人がその民族的なアイデンティティを保持するうえで不可欠な嘗みである」ということができます。

同年四月二十四日、兵庫県の朝鮮初級中級学校で、朝鮮人生徒が警官隊により射殺されたという事件です。

#### 〔事例2〕外国人登録証不携帯事件

一九六三年五月一三日、茨城県の朝鮮人夜間学校で、授業中の教室に警官が押し入り、授業をしていた女性教師に外国人登録証の提示を要求したところ、たまたま登録証を自宅に置き忘れた教師が逮捕・連行されるという事件が起きました。事件の背景には、外国人登録法という法律があります。この法律は、在日外国人に外国人登録証の常時携帯と官憲に対する提示を義務づけていました。教師は、常時携帯義務に違反したという理由で逮捕されたわけです。

#### 〔事例3〕朝鮮高校生への暴行事件

次に、一九六〇年代後半に頻発した朝鮮高校生への暴行事件を紹介します。これは、東京都板橋区十条にある朝鮮高級学校の生徒に対し、周辺の日本の高校（国士館高校・帝京商業高校など）の生徒が集団的に暴行を加えたというものです。日本の高校生は、鉄パイプ・チーン・ヌンチャクなどで（武装）し、駅前や街頭で白昼堂々と朝鮮高校生を攻撃。警察は見て見ぬふりをしてこの畜行を放任するばかりか、これに便乗して

「朝鮮人高校生が日本人高校生を襲撃する」というデマ情報を警視庁が流すという異常な対応をとりました。

#### 〔事例4〕自衛隊による朝鮮大학교への威嚇事件

一九六七年一〇月三一日には、自衛隊による朝鮮大학교への威嚇という、今では考えられない出来事がありました。東京都小平市に、在日朝鮮人の民族教育の最高学府である朝鮮大학교がありますが、同じく小平市にある陸上自衛隊小平駐屯部隊の隊員二〇名が、朝鮮大학교まで〈行軍〉し、同校に向けて〈威嚇射撃〉（もちろん空砲ですが）を行ったという事件です。

（以上の諸事例については、民族教育研究所編『資料集 在日朝鮮人の民族教育の権利について』学友書房、一九九一年、その他を参照しました。）

#### （3）朝鮮大학교職員不当逮捕事件〔注〕

ここで取り上げるのは、日本政府当局の民族教育抑圧政策に旧統一教会系列の政治団体である国際勝共連合が加担したという事例であり、旧統一教会による立憲主義破壊の実態を如実に示すものです。

国際勝共連合とは、旧統一教会の開祖・教祖である文鮮明（ムン・ソンミョン）が、韓国中央情報部（K

CIA) の指示を受け、一九六八年一月一三日に韓国で、同年四月一日に日本で設立した政治団体です（会長・久保木修二、名譽会長・笹川良一）。

発足間もない勝共連合が最初のターゲットとして選んだのが、前述の朝鮮大학교でした。背景には、一九六七年に朝鮮大학교が当時の美濃部亮吉東京都知事に対し、各種学校（学校教育法第八十三条）としての認可を申請し、翌一九六八年四月一七日に美濃部知事が同校を各種学校として認可したという経緯がありました。同年七月以降、勝共連合は、朝鮮大학교正門前で「認可取り消し」を訴える「勝共講義」なる反共宣伝を始めます。同校付近に「宿所」を用意し、「責任者」をおくなど、組織的に行われた宣伝活動でした。その内容は、「朝大は暴力革命の根拠地」、「朝大は七千人を殺害した」などという事実無根の謀略的なものであり、同校はもとより、閑静な文教地区に住む近隣住民にも多大な迷惑を及ぼすものでした。今でいう「ヘイト・スピーチ」が連日のように繰り返されるなかで起きたのが「朝鮮大학교職員不當逮捕事件」です。

事件の経緯は、以下のとおりです。一九七〇年五月一四日、朝鮮大학교前で國際勝共連合のメンバーが上

記の反共宣伝を行つていたのに対し、朝鮮大학교職員が口頭で注意したところ、小平警察署が機動隊数一〇名を動員し、「朝大職員が暴行した」という勝共連合側の一方的な主張に基づいて朝鮮大학교職員を逮捕・連行し、その際、同人を含む朝鮮大학교職員に暴行を働いたという出来事です。この事件で見過すことができるないのは、警察当局が朝鮮大학교のみならず、事件を目撃してその不当性を糾弾した市民に対しても敵対的な態度をとつたということです。その模様を、事件後、政党・労組・市民団体が連名で作成したビラは次のように伝えています。——「小平署当局は抗議に行つた市民に対し、門の前に鉄の柵を運らねて一步も構内に入れようとしないばかりか、入ろうとしたある市議会議員の胸ぐらをつかんで押し返すというようなことをまでしました。『中略』からうじて署内に入るかかる方法で確認したか」との問い合わせに答えない当局に対し、「事実確認なしに逮捕するのは不当だ」と抗議するや、「不当とは何だ」と当局はその市民を無理やり外へ追いだしました。（日朝協会小平支部ほか四団体「小平警察署の朝鮮大학교弾圧と市民に対する暴挙を

糾弾する!」一九七〇年五月三〇日)

この事件を取り上げたのは、それがいくつか重要な特徴を有しているからです。

第一に、本件は(2)で紹介した「事例1」および「事例2」と同様、日本の警察当局による民族教育の弾圧事例ですが、前二者とは異なり、発足したばかりの国際勝共連合がいわば〈謀略の尖兵〉として直接的に関与した、つまり勝共連合と警察当局とが〈結託〉して朝鮮大학교を攻撃したという特徴があります。第二に、本件は在日朝鮮人の民族教育に対する攻撃であるとともに、同時に、朝鮮大학교を各種学校として認可した美濃部革新都政に対する攻撃でもあったという特徴があります。実際、勝共連合は朝鮮大학교を攻撃するとともに、同校を認可した美濃部知事の退陣をも要求していました。また、一九七五年の都知事選では、美濃部二選を阻止するため、若手メンバーを大量に動員しています。総じて言えるのは、旧統一教会系列の国際勝共連合という政治団体が、その発足当初から日本の保守政治に深く関わり、政権政党や権力機構と結託して日本の立憲主義を破壊してきたということです。

〔注〕本節中の市民団体のビルに出てくる、「不当逮捕」

発言により警察署から追い出された「市民」は、私・成嶋です。今般、旧統一教会と自民党との癒着が問題化した際、私自身が関わったこの事件を真っ先に想起いたしました。ただ、今から五〇年以上も前の出来事であり、資料もほとんど残っていないことから、講演の際には参考事例として口頭で紹介するにとどめました。講演後、本件の重大さを再確認する必要があるとの想いから、知己を頼つて情報収集を行ったところ、朝鮮大학교朝鮮問題研究センターに所蔵されていた『朝鮮大학교職員不当逮捕事件の真相報告書』(日朝協会・在日朝鮮人の人権を守る会、一九七〇年六月)という資料を入手することができました。本節の記述は、同資料に依拠して加筆したもののです。情報収集に協力してくださった名古屋北法律事務所弁護士・裴明玉氏、公益財團法人朝鮮奨学会奨学生課長・金範重氏そして『真相報告書』を複写・送付してくださった朝鮮問題研究センター副センター長・金哲秀氏のお三方に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

〔次号に続く〕

(なるしまかし=新潟大学名誉教授)